

まちづくり ユニバーサルデザイン ガイドライン



平成16年3月
岩手県県土整備部

はじめに

本県では、急速な高齢化が進行する中、平成13年2月に従来のバリアフリーの視点から、ユニバーサルデザインを基本とした新たな「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定し、以来、この指針に基づいて総合的、計画的に誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に取組んでいるところです。

今般、ユニバーサルデザインの考え方の普及促進を図るため、主として設計者、施工者、管理者等のまちづくりに携わる方々に対する手引書として「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を作成しました。

本書は、建築・土木関係者をはじめ、多様な生活者、学識経験者等が一堂に会して検討を重ね、整備基準等を踏まえつつも、特に、施設の使い勝手と積雪寒冷地といった本県の地域特性に重点を置いて、設計や管理のポイント、利用者の意見等を図解入りで、分かりやすくとりまとめたものです。

実際のまちづくりは、地域の特性や経済性、文化、歴史、景観等の他の要素との全体的なバランスによって成立するものであり、必ずしも、使いやすい配慮をした理想的なデザインとすることができない場合もありますが、少しでも使いやすさに配慮をしたデザインにすることは、可能であり大切なことと考えます。

このガイドラインは、まちを構成している一部の施設についてとりまとめたものですが、より充実したものとなるよう、今後、さらに検討を加えていきたいと考えています。

本格的な高齢社会を迎える今日、本書が広く活用され、ユニバーサルデザインの視点に立った、ひとにやさしいまちづくりの一層の推進が図されることを期待します。

平成16年3月
岩手県県土整備部長 猪股 純



目 次

I	まちづくりユニバーサルデザインガイドラインとは	1
II	ユニバーサルデザインの理念	
	ユニバーサルデザインの提唱	3
	ユニバーサルデザインの7原則	4
III	バリアフリーとユニバーサルデザイン	5
IV	ひとにやさしいまちづくりとひとがやさしい社会の実現	6
V	ユニバーサルデザインの考え方を反映したまちづくり	
1	まちづくりの進め方	8
2	建築物のユニバーサルデザイン	
(1)	敷地	9
(2)	駐車場	11
(3)	玄関・受付け窓口	13
(4)	廊下	15
(5)	出入口	17
(6)	階段	19
(7)	エレベーター	21
(8)	エスカレーター	23
(9)	スロープ	25
(10)	トイレ	27
(11)	多機能トイレ	29
(12)	観覧席	33
(13)	宿泊施設・客室	35
(14)	授乳室、おむつ替えの場所	37



3 道路のユニバーサルデザイン	
(1) 歩道	39
(2) 立体横断施設（地下道）	41
4 市街地のユニバーサルデザイン	
(1) 公園	43
(2) 商店街	45

VI 資料編

「ひとにやさしいまちづくり推進指針」のポイント	47
「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の4つの基本的視点	48
ユニバーサルデザインの7原則	49
案内板	51
案内用図記号	52
視覚障害者用ブロック等の敷設例	53
通行に必要な幅員	55
車いす使用者の動作寸法	56
一時避難施設	57
共同住宅（住戸までのアプローチ、共用部分の設計例）	58
ユニバーサルデザイン推進隊一覧	59
まちづくりユニバーサルデザインガイドライン策定検討会協力者名簿	60

I まちづくりユニバーサルデザインガイドラインとは

すべての人にやさしいまちづくりを実現するため、「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の4つの基本的視点に基づいて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めていくにあたって、主として設計者、施工者、管理者等のまちづくりに携わる方々への、ガイドライン（手引書）としてとりまとめたものです。

このガイドラインは、まちづくりに関するユニバーサルデザインの一例を示したものであり、各種法令等により定められた設計標準や整備基準とは異なり、これを満たさなければ整備できないというものではありませんが、すべての人にとって使いやすい配慮をした理想的なデザインとすることは、ひとにやさしいまちづくりを推進していく上で極めて重要です。

しかし、実際のまちづくりにおいては、地域の特性や経済性、文化、歴史、景観等の他の要素も十分考慮する必要がありますが、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、少しでも使いやすい配慮をしたデザインについていくことが必要です。

ひとにやさしいまちづくり推進指針について

県は、県民の誰もが社会参加し、それぞれの夢が自己実現できる岩手にふさわしい、ひとにやさしいまちづくりを推進するため、新しい推進指針を平成13年2月に策定しました。

この指針では、すべての人にやさしいまちづくりの実現を目指して、4つの基本的視点に基づいて、ひとにやさしいまちづくりを推進することとしています。

(資料編47ページ)





「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の4つの基本的視点

- 1 ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりの推進
- 2 心理的、精神面でのバリアフリーの推進
- 3 物理的、機能面でのユニバーサルデザイン化の推進
- 4 すべての人が主体となった岩手にふさわしい、地域にあったまちづくりの推進

5つの具体的な推進方向

- 1 ひとにやさしいまちづくり意識の普及啓発
- 2 四季を通じて、すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進
- 3 すべての人が使いやすいものづくりの推進
- 4 すべての人に配慮した情報・サービスの提供
- 5 すべての人が社会参加できるまちづくりの推進

まちづくりユニバーサルデザインガイドライン

推進指針の4つの基本的視点に基づいて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めていくにあたって、設計者、施工者、管理者等のまちづくりに携わる方々への、ガイドライン（手引書）

みんなで力を合わせれば
小さな若芽も大樹に育つ



県民総参加による協働

県民

事業者
・団体

市町村

県

すべてのひとにやさしいまちづくりの実現

II ユニバーサルデザインの理念

ユニバーサルデザインの提唱

ユニバーサルデザインとは、アメリカのノースカロライナ州の建築家でもあり、工業デザイナーでもあった故ロナルド・メイス氏がバリアフリーにかわる概念として提唱したものです。

できる限り最大限、すべての人に利用可能であるように、本来は「製品・建物・空間」をデザインするという考え方です。

すべての人のためのデザイン

特別な設備、仕様等を用いずに、年齢、性別、国籍、能力の違い等に関わりなく、すべての人や可能な限り多くの人が支障なく快適に利用できるように、製品、建物、空間、環境等様々なものをはじめからデザインするという考え方です。

使いやすさを考えること

すべての人が利用できるということは、利用者それぞれの身体状況や利用する環境等から、とても難しく不可能に近いものかもしれません。

しかし、常にできる限り多くの人を意識した、使いやすさを考えることが最も大切なことです。

たとえばこんな環境

- ・段差がない平坦な歩道では、ベビーカーを楽に押しながら歩くことができる。
- ・案内標識の文字が大きく表示され、見やすいものとなっている。
- ・高齢になり体が疲れやすくなったとき、外出した先で休憩する場所がある。



ユニバーサルデザインの7原則

①公平に使用できること

誰にでも、使用しやすく、かつ、商品化されていてどこでも入手できること。

②使う上で、柔軟性があること

個々人の好みや能力に応じて、使えること。

③簡単ですぐに使えること

使う人の経験、知識、言語能力、集中力の程度に関係なく、わかりやすく使えること。

④感覚で情報がわかること

使う人の知覚や環境条件に関係なく、必要とする情報を効果的に提供すること。

⑤エラーに対する許容性があること

思いがけず、意図しない行動によって起こされる危険を最小限にすること。

⑥労力が少なくてすむこと

肉体的疲労が最小限に抑えられ、効率よく、楽に使えるようにすること。

⑦近づきやすく、使いやすい大きさと空間であること

使う人の体格、姿勢、可動性に関係なく、近づきやすく、操作がしやすい大きさや空間にすること。

この7原則は、ユニバーサルデザインの考え方を、1997年にノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンターに集まった、建築、工業デザイン、環境デザインなどの専門家が協力してまとめたものです。

発表された7つの原則は、ユニバーサルデザインに関する考え方、基本的な要件を明確化したものです。

III バリアフリーとユニバーサルデザイン

ひとによって障壁（バリア）と感じる視点は異なります。

それを解消する対策も、それぞれ違ったものが必要となることがあります。

バリアフリーは、高齢者や障害者が感じる視点から、障害の部位ごとに違うバリアを、それぞれ除去していくものです。

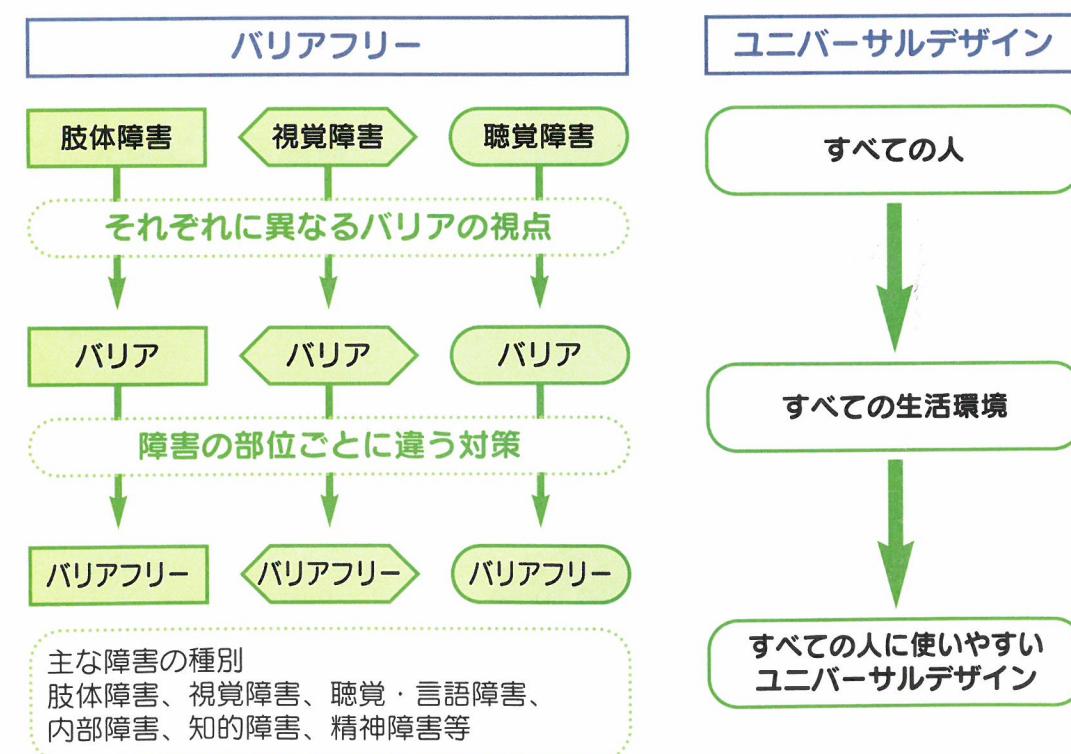
バリアフリーで整備された環境は、多くの人にとっても利用しやすい場合があります。

車いす使用者の視点から行った段差の除去は、歩行者やベビーカーの人にとっても利用しやすい環境になります。

しかし、障害の種別、個々の能力によって違った対策であるため、狭い歩道に敷設された誘導ブロックのように、視覚障害の方には必要なものですが、車いすの方や子供にとっては通行しにくいことがあります。

理想的な歩道は、誘導ブロックが支障とならない広い幅員が確保され、みんなと一緒に快適に通行できるようにデザインされた歩道です。

ユニバーサルデザインとは、高齢者、障害者等を含んだすべての人の視点に立ち、バリアの除去にとどまらず、みんながともに安全で快適に生活できる社会をデザインすることといえます。



IV ひとにやさしい環境づくりとひとがやさしい社会の実現

すべての生活環境にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、ひとにやさしいまちづくりを行う必要があります。

しかし、誘導ブロックの上に停められた自転車のように、いくら環境を整備しても、それを利用する人達の配慮や理解がなければ、本来の機能が発揮できないことがあります。

ものを作る側、ものを使う側が多様な人々の存在を認識し、一人ひとりの立場に立った心をもったものづくり、そしてその使い方が求められます。

また、今のすべての生活環境を、すぐにユニバーサルデザインにすることは現実的には困難です。

これを補うためには、すべての人が、お互いの立場や状況を理解することが必要であり、困っている人を見かけたら自然に声をかけ当然のこととして手助けをする、また、その問題を自分の問題としてとらえ、改善に向けて努力することが大切です。

ひとにやさしいまちづくりを実現するためには、そこに住み集い利用するすべての人の「心のユニバーサルデザイン」いわばひとがやさしい社会を実現していく必要があり、県民の皆様一人ひとりの、ご理解、ご協力が不可欠です。





V ユニバーサルデザインの考え方を反映したまちづくり

1.まちづくりの進め方

ユニバーサルデザインの考え方を反映したまちづくりを進めるためには、計画段階の基本構想から、完成後の利用者への配慮まで、一連の計画の中にユニバーサルデザインの考え方を意識することが必要となります。

各段階の基本的なポイントは、次のとおりとなります。

基本構想

この段階から、多様な利用者の意見を取り入れることで、ユニバーサルデザインの考え方を反映した設計コンセプトが明確になります。

実施設計

実施設計では、利用者の要求を明確にすることが必要です。

この場合、多数が要望するものを選択する方法や平均化した妥協案ではなく、可能な限りすべてのひとが満足できる解決法を考えます。

また、細部まで図面化することによって、不都合が発生する部分やより効果的な使いやすさがわかります。

施工

サイン表示の位置や大きさ、設備機器の取付け位置等、設計図面では正確に判断できない部分について、工事の進捗状況に応じた各工程で、設計者、施工者、管理者等の他、必要に応じて利用者にもお願いして確認します。

維持管理

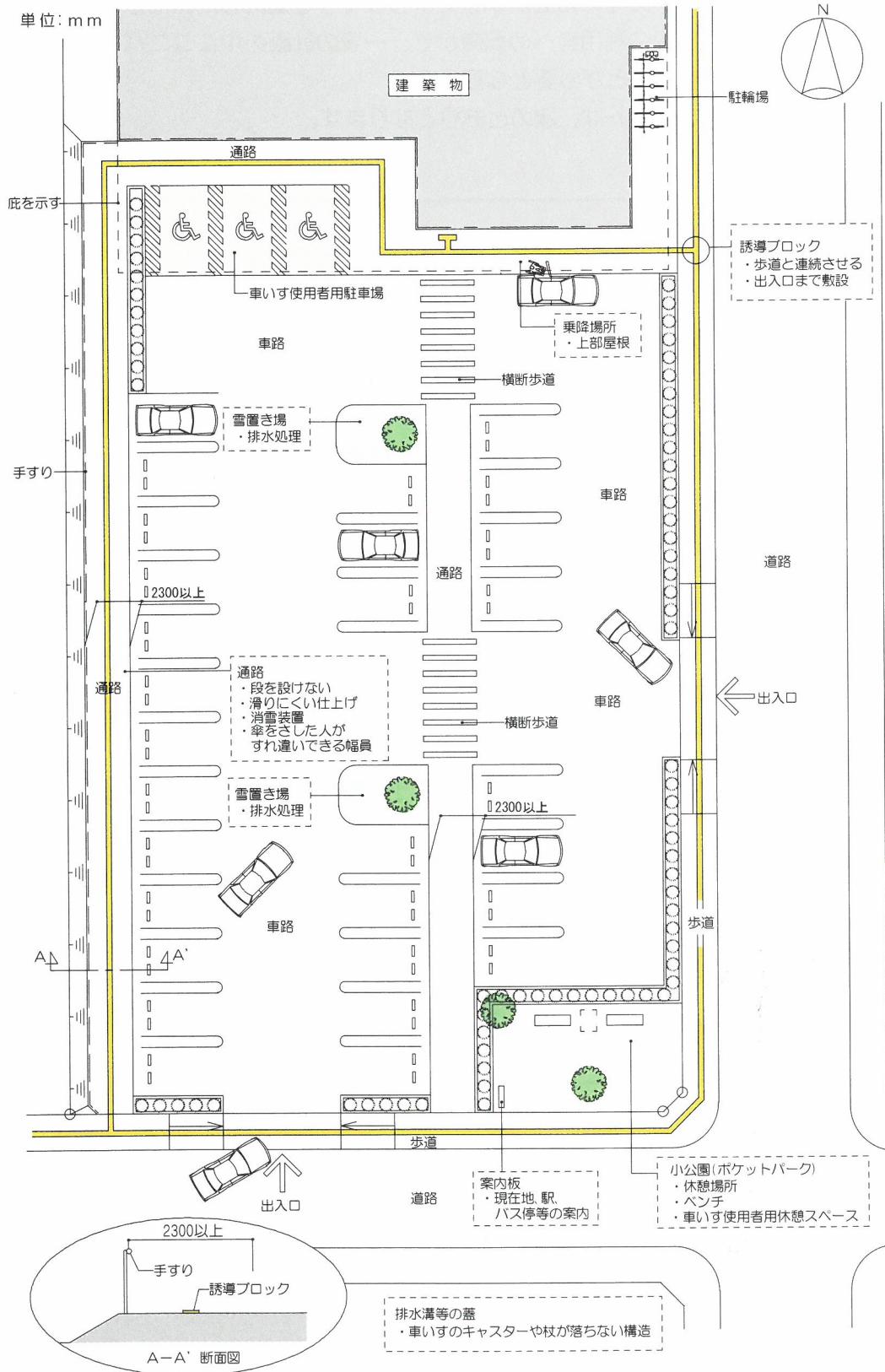
適切に維持管理することによって、施設の本来の機能が効果的に発揮できます。

サービス

必要に応じて、適切に情報提供や人的支援等のサービスを行うことにより、多様な利用者の特性に応じた、より利用しやすい施設となります。

2 建築物のユニバーサルデザイン

(1) 敷 地



●敷地

◎設計のポイント

①通路

- ・傘をさした人が、すれ違いできる幅員を確保する。
- ・水平とし、段差を設けない。
- ・路面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。
- ・車路と分離させ、車路を横断する場合は、横断歩道を設ける。
- ・歩道と連続させて誘導ブロックを敷設する。
- ・歩道から建物の出入口及び案内設備まで、誘導ブロックを敷設する。
- ・手すりを設ける。

②雨、積雪の対策

- ・通路に屋根を設ける。
- ・通路に屋根を設けることができない場合は、消雪装置を設ける。
- ・通路及び歩道に雪を置かないように、敷地内に雪置場を設け、排水処理を行う。
- ・建物の北側等の日陰となり雪が溶けにくい場所には、通路や駐車場を設けない。

③ポケットパーク（小公園）

- ・休憩場所を設ける。
- ・休憩場所に、ベンチと車いす使用者用休憩スペースを設ける。

④施設の現在地、駅やバス停の場所がわかる案内板を設ける。

⑤タクシーや送迎用車両が待機する場所を確保し、乗降する場所には屋根を設ける。

⑥高低差がある場所に、転落を防止する、手すり、フェンス等を設ける。

⑦排水溝等の蓋は、車いすのキャスターや杖が落ちない構造とする。

◎管理のポイント

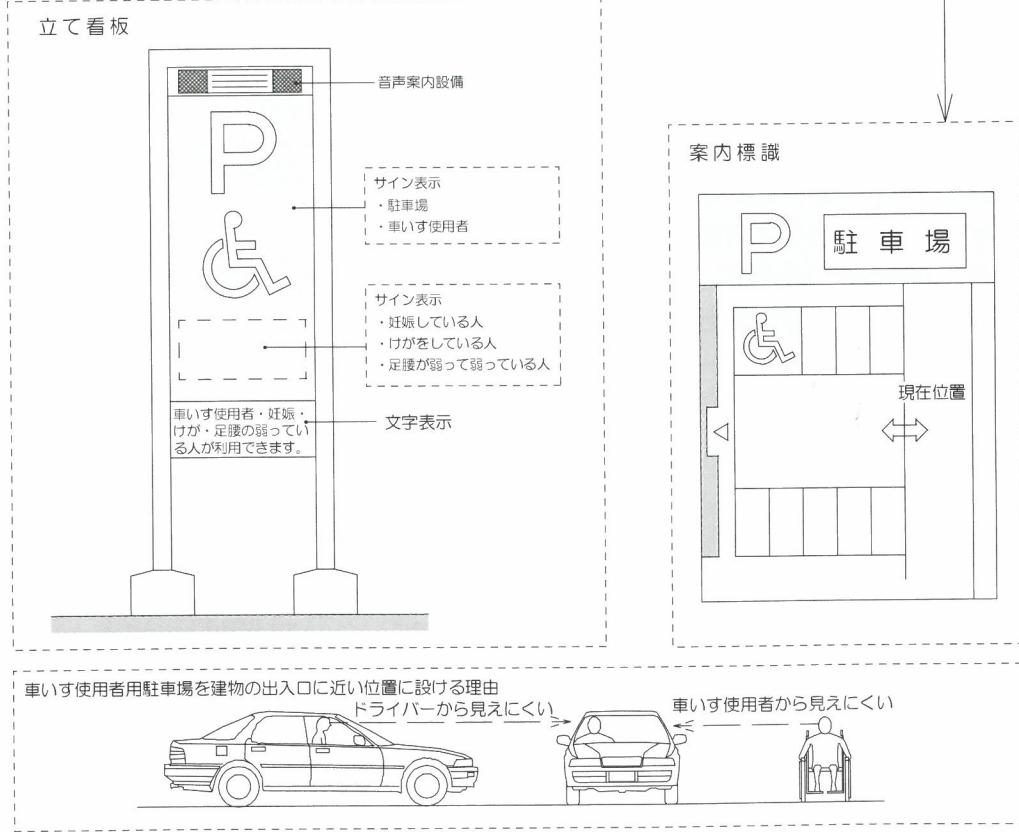
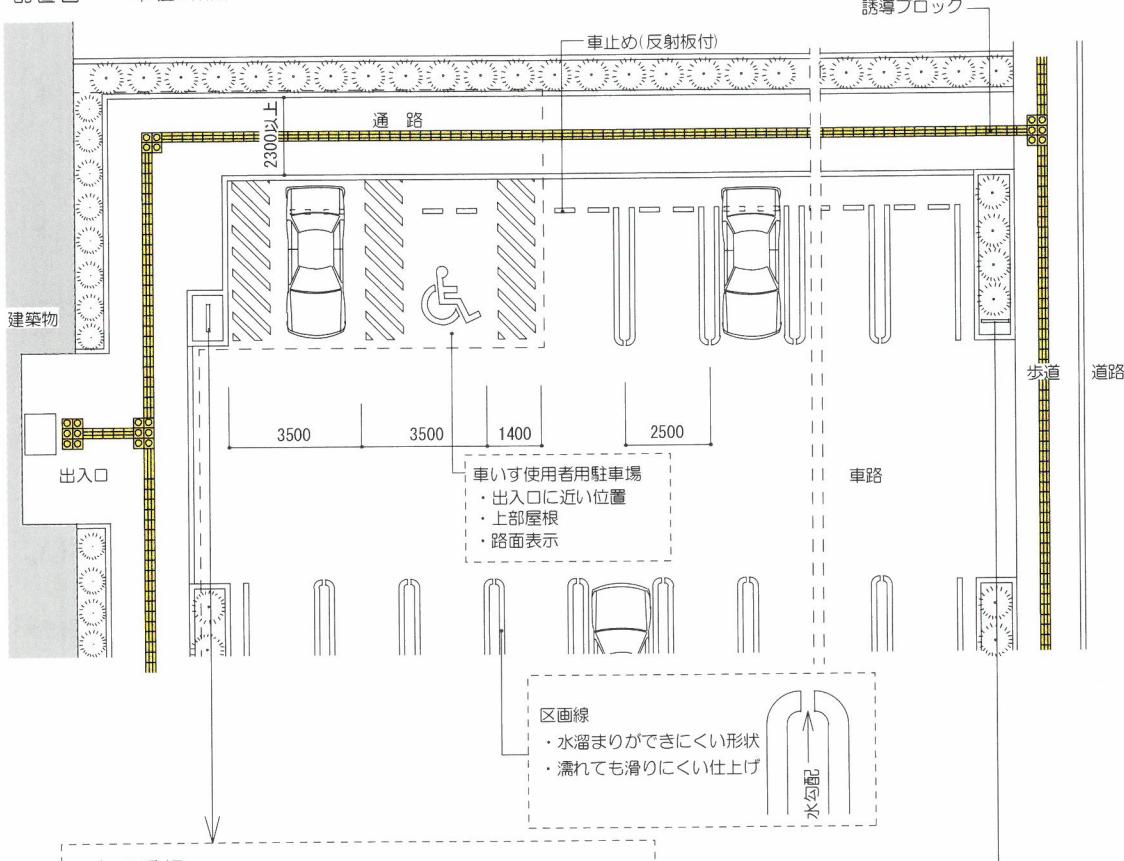
- ・路面の不陸、沈下等を定期的に点検する。
- ・屋根や消雪装置等を設置できない通路は除雪する。
- ・通路に自転車や不要な立て看板等の物品を置かないように、駐輪スペース、物品を保管する場所をあらかじめ確保する。

◎利用者の意見

- ・広い駐車場では、駐車した位置がわからなくなるので、目印となるランドマーク等を設けてください。
- ・マンホールが段差となることがあるので、通路上に設けないでください。
- ・冬季は凍結等により、滑って転倒する危険が特に高くなるので、滑らないようにしてください。

(2) 駐車場

配置図 単位: mm



●駐車場

◎設計のポイント

◎設計のポイント

①車いす使用者用駐車場

- ・建築物の出入口に近い場所に設け、路面は水平とする。
- ・通路は、水平とし、段差を設けない。
- ・スペースは、車いす使用者が円滑に乗降できる広さを確保する。
- ・車いす使用者用駐車場及びその場所から出入口までの通路には、屋根を設ける。
- ・車いす使用者に加え、妊娠している人、けがをしている人、足腰が弱っている人が利用できるように2台以上設ける。
- ・車いす使用者、妊娠している人、けがをしている人、足腰が弱っている人が利用できる駐車場である旨を、立て看板及び路面に表示する。
- ・駐車場の入口に、車いす使用者用駐車場を設けている旨及び設置した場所を明示した案内標識を設ける。

○車いす使用者用駐車場を、広いスペースを確保して、建物の出入口に近い場所に設ける理由

- ・車いすと自動車とを乗り移りする際に、ドアをほぼ全開にし、車いすを積み下ろしするので、広いスペースを確保する必要があります。
- ・車いすに乗った状態は、ドライバーから見えにくい低い高さになるので、安全を確保するため、建物の出入口に近い場所に設けます。

②区画線は水たまりができるにくい形状とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。

③リフト付きバス等の車いす使用者送迎用車両に乗降できるスペースを確保し、その場所には屋根を設ける。

◎管理のポイント

- ・区画ライン、路面表示の濃淡を定期的に点検する。

◎ソフト面の対応

- ・案内係を配置し、車両や通行者を適切に誘導する。

◎利用者の意見

- ・屋外のイベントでは出入口に近い場所に車いす使用者用駐車場があるため、展示物や売店等が設置されていることがあります。駐車できないので設置しないでください。

立て看板の表示例

